

平成27年第2回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

平成27年10月27日

浅川清流環境組合議会

平成 27 年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第 2 回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
管理者報告	3
(議案上程)	
議案第 30 号 浅川清流環境組合個人情報保護条例の制定について	4
議案第 31 号 浅川清流環境組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例の 制定について	8
議案第 32 号 浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 33 号 浅川清流環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環 境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について	10
議案第 34 号 東京都市公平委員会共同設置規約について	12
(議員派遣)	
議員派遣の件	13
閉会	13

平成27年

浅川清流環境組合議会会議録

第2回定例会

日時 平成27年10月27日（火）午後2時

場所 東京自治会館

出席議員（12名）

1番	秋山 薫 君	2番	梅田 俊幸 君
3番	西野 正人 君	4番	峯岸 弘行 君
5番	木村 徳 君	6番	さの 久美子 君
7番	本橋 たくみ 君	8番	幸野 おさむ 君
9番	鈴木 成夫 君	10番	田頭 祐子 君
11番	中根 三枝 君	12番	小林 正樹 君

欠席議員（0名）

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	大坪 冬彦 君	副管理者	井澤 邦夫 君
副管理者	稲葉 孝彦 君	会計管理者	小山 光雄 君
事務局長	高野 賢司 君	総務課長	小坂 彰久 君
事業課長	設楽 尚人 君	総務課長補佐	花野 彰彦 君
事業課事業係長	二宮 達郎 君		

会議に出席した事務局職員の職氏名

書記	青木 哲哉 君	書記	秋山 大輔 君
----	---------	----	---------

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10番3号

立川速記者養成所 所長 関根 福次

速記者 細川 須美恵 君

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者報告

（議案上程）

- 日程第4 議案第30号 浅川清流環境組合個人情報保護条例の制定について
- 日程第5 議案第31号 浅川清流環境組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第32号 浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第33号 浅川清流環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第34号 東京都市公平委員会共同設置規約について
(議員派遣)
- 日程第9 議員派遣の件

午後2時00分開会・開議

○議長（秋山薫君） これより、平成27年第2回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名であります。

○議長（秋山薫君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第74条の規定により、議長において、4番峯岸弘行議員、5番木村徳議員を指名いたします。

○議長（秋山薫君） 次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（秋山薫君） 次に日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 皆様、こんにちは。大変お忙しいところを御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平成27年第2回浅川清流環境組合議会定例会を開いていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは私のほうから管理者報告をさせていただきます。

先の定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過につきまして、5件の報告を行います。

1、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備事業方針策定。

本事業は、平成26年1月16日に、日野市、国分寺市、小金井市の3市で締結した「日野市 国分寺市 小金井市新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」に基づき、3市のごみを適正かつ安全に処理し、熱エネルギーの有効利用や環境負荷の低減など、循環型社会を確立する上で基幹的な役割を担う施設の整備を行うものです。覚書の締結以降、日野市が実施主体となり基本設計業務、環境影響評価業務、事業者選定業務等を進めておりましたが、浅川清流環境組合が平成27年7月1日の設立議会をもって正式に一部事務組合として発足した後は、組合が新たな事業主体として、今後の整備事業を引き継ぐこととなりました。組合が、その事業目的を果たす役割を担うことを明確にするため、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備事業方針を定めたものです。

2、実施方針の策定の見通しの公表。

これから組合が行う新可燃ごみ処理施設整備運営事業実施方針の策定について、その見通しを「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆるPFI法の規定に準じ公表したものです。その内容は、特定事業の名称、事業期間、特定事業の概要、公共施設等の立地、実施方針を策定する時期からなっています。現在、実施方針の公表に向けて作業を進めているところです。

3、第1回事業者選定委員会を開催。

第1回定例会で可決いただき制定した、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例に基づき、委員9人からなる委員会を立ち上げました。事業者の選定方法に関する事、募集要項や選定基準、提案書の審査等の所掌事項を調査、審議し、その結果を管理者に答申していただくことになっています。優秀提案者の選定まで、おおむね6回程度の開催を予定しています。

4、第1回情報公開審査会を開催。

第1回定例会で可決いただき制定した、浅川清流環境組合情報公開審査会条例に基づき、委員4人からなる委員会を立ち上げました。審査会委員は、組合構成団体の審査会で委員をされていらっしゃる弁護士の方々を御紹介していただき、就任を委嘱したものです。

5、組合ホームページの立ち上げ。

7月1日の組合設立に伴い、本組合が目指す環境面に最大限の配慮をした安全で安心な可燃ごみ処理施設の建設と平成32年度の本格稼働に向けて、市民の皆様、組合議員をはじめとする関係者の皆様の御理解と御支援が得られるよう、情報発信の拠点として、組合ホームページを立ち上げたものです。引き続き組合の情報等を適時提供してまいります。

以上、主要な事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これをもって、管理者の報告を終わります。

○議長（秋山薫君） これより、議案第30号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第30号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、個人情報及び特定個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、実施機関が保有する個人情報及び特定個人情報の開示等を求める個人の権利利益を明らかにすることにより、組合の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第30号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の制定について御説明申し上げます。

私どものような清掃関係の一部事務組合で個人情報保護条例を制定している団体はほとんどございません。したがって、本条例は、組合の構成市である日野市の個人情報保護条例を参考にして作成したものでございます。また、本組合で扱う特定個人情報は民間企業と同様、給与や報酬関係事務のみの使用となるため、必要な条文だけ個人情報保護条例に規定し、個別の特定個人情報保護条例は作成しないこととしております。本条例は、組合の構成市でも、それぞれ制定されておりますので、ここではポイントのみ説明をさせていただきます。

それでは議案書の2ページをお開き願います。

第1条でございます。この条例は、個人情報及び特定個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、実施機関が保有する個人情報及び特定個人情報の開示等を求める個人の権利利益を明らかにすることにより、浅川清流環境組合の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とします。

少し飛びまして、5ページをお開き願います。

下から4行目、特定個人情報の収集等の制限、第6条、実施機関は番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

大変申しわけありません。また少し飛びまして、8ページをお開き願います。

下から7行目、保有特定個人情報の利用の制限、第12条、実施機関は保有特定個人情報について、第7条の規定により届け出された事務の目的及び番号法に定める事務の目的の範囲を超えた利用をしてはならない。

次の9ページの下から4行目、保有特定個人情報の提供の制限、第14条、実施機関は番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならないなど、保有特定個人情報の収集制限、利用制限、提供制限を厳しく規定しております。

また、次の10ページの中段、第17条でございます。開示請求権では、何人も実施機関に対し、自己に係る保有個人情報等の開示の請求をすることができるとし、保有個人情報等の開示等を求める権利を明らかにしております。

恐れ入りますが、かなり飛びまして、議案書の19ページをお開き願います。

中段の第32条、不服申立てでございます。第2項、実施機関は前項の不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるとき又は当該開示決定等を取り消すときを除き、遅滞なく浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定をしなければならないと規定しております。

本条例によりまして、個人情報の開示等請求があった場合の決定に対して、不服申立てができることとなります。7月1日に御承認いただきました情報公開審査会が諮問機関となるよう名称や調査権限を改めまして、情報公開・個人情報保護審査会とするものでございます。

次に20ページをお開き願います。

中段の第36条でございます。この条例による個人情報保護制度の適正な運営を図るため、浅川清流環境組合個人情報保護運営審議会を設置いたします。組合が設置する個人情報保護運営審議会は、6ページに戻りますが、第7条に規定します保有個人情報等を取り扱う事務を新たに開始しようとするときに、管理者から報告を受けることが主な事務になろうかと思われまます。

恐れ入りますが、21ページをお開き願います。

第37条は罰則でございます。正当な理由なく保有個人情報を提供した場合などの罰則を規定しております。

次の22ページをお開き願います。

下段の付則でございます。施行期日、1、この条例は公布の日から施行する。経過措置、2、この条例の施行の際、現に組合が行っている個人情報の収集等についての規定でございます。7月1日の組合設立時から既に給与や報酬関係事務などで、あるいは議会の傍聴で個人の住所氏名など個人情報

を収集管理しております。6ページの第7条では、「保有個人情報等を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは」と規定しておりますが、既に開始している場合の事務につきましても、この規定を読み替えて管理者に届出し、管理者は審議会に遅滞なく報告することとするものでございます。

23ページ、経過措置の3、この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、管理及び利用については、この条例の相当規定により行ったものとみなすものでございます。

冒頭申し上げましたとおり、清掃関係の一部事務組合として、個人情報保護条例を制定している団体はほとんどございません。私どもが現在取り扱っております個人情報は限定的でございます。あわせて、今後取り扱うであろう特定個人情報につきましても、極めて限定的でございますし、今後もそれが拡大するようなこともないというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

議案の説明については以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。幸野議員。

○8番（幸野おさむ君） 今、私が質問したいことはですね、事務局長のほうから、かなり説明をいただいたので、改めての確認になるかもしれないですけども。

1つは、清掃関係の一部事務組合では、こうした個人情報の保護条例そのものがほとんどないという御説明だったんですが、その中で、あえてこの浅川清流環境組合として制定するというところについての必要性について、どのようにお考えなのかということをお教えいただきたい。

もう1つ、マイナンバー制度が施行される中で、個人番号の収集、利用、提供等々の定めというのが、この条例に加わってくるわけですが、そのことがいわゆる法律との関係で、自治体としてはほかの一部事務組合ですね、どういう状況になっているのかということもそうなんですけれども、この浅川清流環境組合としては、どういう考え方で、そのマイナンバーの問題をここに入れているのかということについてお伺いしたいと思います。主に2点です。

○議長（秋山薫君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 2つの御質問をいただきました。

まず、今、御提案差し上げております個人情報保護条例の必要性についてでございます。先ほど冒頭でも申し上げましたとおり、今この多摩地区には7つの一部事務組合、清掃関係の組合がございまして、この個人情報保護条例という形で制定されておりますのは1団体でございます。それ以外にはございません。というのは、個人情報を扱っていないというわけではなくて、扱う、その量といたしまさか頻度、それが市レベルのものとは全く違いますので、極めて限定的。先ほど申し上げましたとおり、今、我々が扱っている情報としては、職員の給与あるいは議員の皆様の報酬関係等々、あるいは議会の傍聴に来られた方にも住所氏名を書いておりますので、そういったものに限られております。が、一方で7月の議会で情報公開条例を制定いたしました。組合が持っている行政情報を公開するという条例を持っている以上、逆に個人の情報を持っていれば、それを組合として保護するというのも当然でしょうという御意見もいただきましたので、今回、こういう形で御提案を差し上げているところでございます。

それから、2点目の特定個人情報の関係でございますけれども、通常のいわゆる個人情報を守っていくという姿勢を、組合として、今回の条例でお示ししているつもりでございますけれども、今後、

取り扱われるであろう特定個人情報、いわゆるマイナンバーについても、組合としては、極めて慎重にそれは取り扱っていきます。かつ先ほど言いましたような事務以外に拡大して特定個人情報を扱うというようなことも、今現在は考えておりませんが、その情報を取り扱うということで個人情報保護条例の中に、それを取り入れて、それも我々はきちんと運用していくんだという姿勢を表すために、今回このような提案をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山薫君） ほかに御質疑はございませんか。木村議員。

○5番（木村徳君） 今回のこの御提案の中には入っていないのかもしれないんですが、その確認も含めてですね、平成32年に炉の運転のほうは開始を予定をされているわけで、それはまだ先の話になりますので。いわゆる3市の市民の方々から出されてくる可燃ごみ、こういったものには当然、個人情報が記載された状態で、ごみとして出されてしまうものも多数あると思うんですね。そういったものというのは、通常であれば、そのままピットに投入をして目に触れずに焼却をされるということが大前提としては想定されるんですけども、例えば、それを目にしてしまう、燃やされる前の段階ですね。そういった場合の個人情報を知り得た、職務上知り得た場合の想定、そのときの対応というのは、どのようにお考えになっているかを確認させていただきたいということで、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（秋山薫君） 事務局長。

○事務局長（高野賢司君） ただいまの御質問についてお答えを差し上げたいと思います。

例えば、敷地内、これからつくられるであろう施設の敷地内に、例えば個人情報が記載されたものが落ちていたということを想定した場合に、その落ちていたものというのは、組合が自ら収集したものではありません。それはごみであっても落し物であり、本来は警察に届け出るものであろうかなというふうに思っておりますし、それがごみというふうに判断されれば、それは本来焼却するものだというふうに考えております。我々が職務上取得したとか、あるいは組織的にそれを使って何かに用いるということではございませんので、私どもとしては、保有個人情報としては考えておりません。

以上でございます。

○議長（秋山薫君） ほかに御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。幸野議員。

○8番（幸野おさむ君） 本議案について賛成の立場で意見をさせていただきたいと思います。

個人情報の保護という観点に立つと、この間、国や自治体、あるいは民間企業などから個人情報の流出問題というのが多数事件として発生しております。そういう中であって、個人情報の取り扱いを自治体、この一部事務組合としての条例として制定するということについては、大変意義があるものであるというふうに私考えております。また、この条例の中には、特定個人情報、個人番号マイナンバーを含む条文もございますけれども、これについては、先ほどの質疑でも明らかになりましたように、極めて限定的な、今の時点では、職員の給与や報酬にかかわる部分のみだと。また、一方今後についても拡大する予定はないと。そういう中で取り扱わなければならない、この特定個人情報に

ついでに運用も、法律からさらに厳格に運用するための条文を盛り込んであるという条例ということからいって、マイナンバー制度そのものには私自身は否定的な見解を持ってはいるんですけども、しかしこの条例の中では、さらに法律よりも厳格に運用するという、この浅川清流環境組合の意思が反映されているものであるというふうに考えまして、私としては賛成の立場で意見をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山薫君） ほかに御意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第30号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第31号、浅川清流環境組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第31号、浅川清流環境組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、浅川清流環境組合個人情報保護条例に関連し、個人情報の開示決定等についての不服申立てにかかわる諮問機関を設置する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第31号、浅川清流環境組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

ただいま御承認いただきました議案第30号、浅川清流環境組合個人情報保護条例を受けまして、所要の調整を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明いたします。

条例の表題を「浅川清流環境組合情報公開審査会条例」から「浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例」に改めるものでございます。

その下、第1条でございます。審査会の諮問事項の根拠規定に、浅川清流環境組合個人情報保護条例を加え、審査会の名称を「情報公開審査会」から「情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものでございます。

次の第2条、定義でございます。審査会条例で使用する用語の意義は、情報公開条例に加え個人情報

報保護条例で使用する用語の例によるとするものでございます。

第7条、審査会が実施機関に対して提示を求められる対象に「個人情報及び特定個人情報」を加えるものでございます。

第14条、罰則は審査会の委員が正当な理由なく保有個人情報を提供した場合などの罰則を規定しております。

少し飛びまして、8ページ、9ページをお開き願います。

今回の情報公開審査会条例の一部を改正する条例の付則におきまして、浅川清流環境組合情報公開条例の条文中に規定されております「情報公開審査会」の名称を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める一部改正もあわせて行わせていただくものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

下から5行目、付則の1、施行期日、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第31号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第32号、浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第32号、浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、浅川清流環境組合個人情報保護条例に関連し、情報公開審査会の名称変更及び個人情報保護運営審議会を設置することによる委員報酬額の規定を設けるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第32号、浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明いたします。
別表第1の表の2段目、「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」と名称を改めるとともに、その下の段に「個人情報保護運営審議会」を設け、会長及び委員の報酬額を「日額1万2,000円」、「日額1万1,000円」と、それぞれ定めるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

下から2行目、付則、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第32号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第33号、浅川清流環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第33号、浅川清流環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、一般廃棄物処理施設の設置等に関する届出に際し、生活環境影響調査の結果等の縦覧手続及び意見書の提出方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置等に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与するため必要な事項を定めるものであります。

本条例は、平成27年11月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第33号、浅川清流環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項では、地方公共団体が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、当該一般廃棄物処理施設を設置することが、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添えて都道府県知事に届け出なければならないことになっております。また、同条第2項では、届出をしようとする地方公共団体の長が、これらの書類を公衆

の縦覧に供し、生活環境保全上の見地から意見書を提出する機会を与えることを条例で定めるよう規定しております。本条例は、これら縦覧や意見書の提出方法について、具体的な手続等を定めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

第1条、目的でございます。この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置に係る届出、一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果等の事項を記載した書類の縦覧手続、並びに生活環境の保全上の見地からの意見書の提出の方法を定めることを目的としたものでございます。

議案書の3ページ、第4条、縦覧の場所及び期間でございます。第2項、縦覧の期間は告示の日から起算して30日間とすると規定しております。

その下、第6条、意見書の提出先及び提出期限の第2項、前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し、利害関係を有する者は第3条の縦覧の告示の日から起算して45日以内に管理者に意見書を提出することができることと規定し、意見書提出期間を45日と定めております。

その次、第7条、環境影響評価との関係でございます。施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法又は東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価、この環境影響評価は法で定める生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限るという条件がございますが、この東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、この条例に定める第3条から前条、第6条の手続を経たものとみなすとしております。

組合では現在、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行い、同条例に基づき環境影響評価書の作成を進めております。一方、先ほど御説明いたしましたとおり、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、生活環境影響調査書を添えて届け出るようになっております。この環境影響評価書と生活環境影響調査書の関係を整理するため、環境省が平成18年9月に指針を設けております。この指針では、地方公共団体の条例に基づき実施された環境影響評価書については、生活環境影響調査に相当する内容のものであれば、法が求める生活環境影響調査書としてもよいとしております。組合では、この指針に従いまして、東京都の条例で作成しております環境影響評価書を法律に基づく生活環境影響調査書とするため、東京都環境影響評価条例により経た告示や縦覧期間、意見書提出期間等の手続については、本条例により経た手続としてみなす旨を第7条に規定したものでございます。

4ページの最下段、付則でございます。この条例は平成27年11月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君）　これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君）　なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第33号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第34号、東京都市公平委員会共同設置規約の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第34号、東京都市公平委員会共同設置規約についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を共同処理するため東京都市公平委員会を共同設置する団体となることに伴い、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき規約を定めるものであります。

本規約は、平成28年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第34号、東京都市公平委員会共同設置規約について御説明を申し上げます。

公平委員会は、地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の事務、例えば、地方公共団体の職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決又は決定をすることなどでございますが、地方自治法の規定により、その事務を共同処理することができることになっております。東京23区を除く東京都下におきましては2つの公平委員会が設置されております。1つは12市、8一部事務組合により共同設置されております東京都市公平委員会、もう1つは、11市5町8村、12一部事務組合により共同設置されております東京都市町村公平委員会でございます。私ども浅川清流環境組合の構成団体であります日野市、国分寺市、小金井市の3市は、ともに東京都市公平委員会の共同設置団体となっていることから、今回、東京都市公平委員会へ加入するものでございます。

2ページ以降の規約につきましては、各構成団体の規約と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

恐れ入りますが、7ページの下段の別表をごらんください。

別表の2行目、冒頭に小金井市、1つ置きまして日野市、また1つ置きまして国分寺市が共同設置団体として名を連ねております。今回私どもの組合のほかに青梅市が加入を希望されております。別表の1行目の中ほどに青梅市の名前が記載されております。次の8ページには浅川清流環境組合の名前も記載をされております。

恐れ入りますが、7ページにお戻りいただきまして、中段の付則、1、この規約は平成28年4月1

日から施行するものでございます。

現在の共同設置団体がそれぞれの議会におきまして、この規約を可決していただき、東京都知事に届出がされますと、私どもの組合も平成28年4月1日から加入が認められるということになります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第34号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第98条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については議長に御一任をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長（秋山薫君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって平成27年第2回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時40分閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第74条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 秋 山 薫

署 名 議 員 峯 岸 弘 行

署 名 議 員 木 村 徳